

「マキサカルシトール事件大合議判決」

判決年月日 平成28年3月25日

事件名 平成27年(ネ)第10014号 特許権侵害行為差止請求控訴事件

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/769/085769_hanrei.pdf

担当部 知的財産高等裁判所特別部

【コメント】

- ・ 本判決は、9件目の知財高裁大合議判決であり（大合議に係属したのは10件であるが、うち1件は取り下げられた。他の判決については、知財高裁HP http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel/index.html 参照）、知財高裁が、大合議による判断として、均等侵害成立のための5要件に関し、主張・立証責任の所在の明確化、並びに第1要件（非本質的部分）及び第5要件（特段の事情）の具体的判断基準等を示したものであり、実務上重要な意義を有するものです。

- ・ 均等侵害が成立するための5要件については、最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁「ボールスプライン事件最高裁判決」において示されていました。

5要件の主張立証責任については、第1ないし第3要件までは特許権者側にその主張立証責任があることに争いはなかったのですが、第4要件、第5要件については説が分かれています。一方、知財高判平成23年6月23日・判時2131号126頁「食品包み込み装置事件」は、既に、均等侵害成立の「要件①ないし③が認められる場合においては、要件④⑤が認められない限り、均等侵害が成立する」と説示していました。

- ・ 本判決は、まず、均等5要件の主張立証責任の所在について、特許発明と実質的に同一の範囲内であるための要件である第1要件ないし第3要件については、特許権者側が主張立証責任を負い、他方、対象製品等が均等の範囲内にあっても、均等の法理の適用が除外されるための要件である第4要件及び第5要件については、侵害者側が主張立証責任を負うと説示しました。

したがって、本判決は、上記知財高判平成23年6月23日の立場を大合議で確認したことになるでしょう。

- ・ 次に、均等第1要件（非本質的部分）については、本質的部分という用語は極めて抽象的で規範的な概念であるため、従来から、「明細書の特許請求の範囲（今は、クレームと明細書が分かれている：筆者）に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分が特許発明における本質的部分である」（東京地判平成11年1月28日・判時1664号109頁「徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤事件」）、あるいは、「明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の作用効果を生じさせる技術的思想の中核をなす特徴的部分が当該発明の本質的部分である」（大阪地判平成11年5月27日・判時1685号103頁「ペン型注射器事件」）などと、より具体的な規範を説示した裁判例もありました。

また、ここでの本質的部分を、「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する」とする最高裁判決の判示部分をより忠実に捉えるか否かという議論もありました（例えば、高部眞規子「実務詳説 特許関係訴訟【第2版】168頁参照）。

これらの議論も意識してかと思われませんが、今回の大合議判決は、特許発明の本質的部分は、（原則としては）特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきであり、そして、①従来技術と比較して特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には、特許請求の範囲の記載の一部について、これを

上位概念化したものとして認定され…、②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定される、そして、特許発明の本質的部分を対象製品等が共通に備えているかどうかを判断し、これを備えていると認められる場合には、相違部分は本質的部分ではないと判断すべきであり、対象製品等に、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分以外で相違する部分があるとしても、そのことは第1要件の充足を否定する理由とはならない、とし、いわば明細書重視説の立場を明確に打ち出しました。

- ・ 上記のような第1要件の判断基準は、従来技術と比較した特許発明の技術的貢献に応じて保護の範囲を定めようとするものといえます。これは、技術的貢献の高い発明については、特許発明の本質的部分を上位概念化して認定し、対象製品が、このようにして上位概念化された本質的特徴部分を共通にする場合には均等侵害の成立を認める（具体的構成において相違があったとしてもそれは非本質的部分における相違に過ぎないとする）というものであり、近時のプロパテント思想の潮流に沿うものであるといえます。

なお、比喩的に二重円の外側が特許発明の範囲、内側が本質的部分とすると、特許発明の本質的部分が広くなると非本質的部分が狭くなり、一見均等の成立する範囲も狭くなるかのような印象も受けますが、広くなった本質的部分が共通かどうかという視点で捉えるべき、としています。

- ・ 次に、第5要件（特段の事情）については、なにをもって特段の事情と捉えるのか、意識的限定をどこまで認めるのかについて、裁判例も分かれていたと言えます。

未解決論点のうち、いわゆる「出願時同効材」が存在する場合に、その1つのみをクレームに記載したときには均等成立が否定されるのか、という問題があります。

この点に関しては、①東京地判平成15年3月26日・判時1837号101頁「椅子式マッサージ機事件」：クレームの「空気袋」とイ号の「チップウレタン」との関係について、「ウレタンフォーム」は出願時同効材であるが均等肯定（その控訴審である知財高判平成18年9月25日・裁判所ウェブサイトも肯定）、②名古屋地判平成15年2月10日・判時1880号95頁「圧流体シリンダ事件」：クレームの「スチールバンド」とイ号の「樹脂製バンド」は出願時同効材であったが均等肯定（その控訴審である名古屋高判平成17年4月27日・裁判所ウェブサイトも肯定）、③知財高判平成24年9月26日・判時2172号106頁「医療用可視画像生成方法事件」：「明細書に他の構成の候補が開示され、出願人においてその構成を記載することが容易にできたにもかかわらず、あえて特許請求の範囲に特定の構成のみを記載した場合には、当該他の構成に均等論を適用することは、均等論の第5要件を欠くこととなり、許されないと解すべきである。」というような裁判例がありました。

この点につき、本判決は、出願人が出願時に特許請求の範囲に記載された構成と実質的に同一な他の構成を容易に想到することができたとしても、そのことのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における「特段の事情」に当たるものということとはできないと判断しました。

他方で、本判決は、上記のような場合であっても、出願人が、出願時に、特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるとき、例えば、出願人が明細書において当該他の構成による発明を記載しているとみることができるときや、出願人が出願当時に公表した論文等で特許請求の範囲外の他の構成による発明を記載しているときには、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことは、第5要件における「特段の事情」に当たるとしました。

- ・ 上記の一般論を前提に、本判決は、出発物質を特定の試薬と反応させて中間体を製造

し，当該中間体を還元剤で処理してマキサカルシトールを製造する方法にかかる訂正発明に対し，出発物質及び中間体がシス体のビタミンD構造であるか，その幾何異性体であるトランス体のビタミンD構造であるかという点が相違する製造方法を訂正発明と均等であるとし，侵害の成立を認めました。

【ボールスプライン最高裁判決後に均等侵害を肯定した裁判例：新しい順】

- ・大阪地判平成28年1月28日・裁判所ウェブサイト「フェイスマスク型パック事件」
- ・東京地判平成26年12月24日・判時2258号106頁「マキサカルシトール事件第1審」
- ・東京地判平成26年12月18日・判時2253号97頁「流量制御弁事件」
- ・東京地判平成25年9月12日・裁判所HP「洗濯機用水準器事件」
- ・知財高判平成23年6月23日・判時2131号109頁「食品包み込み成形方法事件」
- ・知財高判平成23年3月28日・裁判所HP「マンホール蓋事件」
- ・知財高中間判平成21年6月29日・判時2077号123頁「中空クラブヘッド事件」
- ・東京地判平成19年12月14日判決「眼鏡レンズの供給システム事件」
- ・大阪高判平成19年11月27日・裁判所ウェブサイト「置棚事件」
- ・知財高判平成18年9月25日・裁判所ウェブサイト「椅子式エアマッサージ機事件」
- ・大阪地判平成15年3月13日・裁判所HP「こんにゃく製造装置事件」
- ・名古屋地判平成15年2月10日・判時1880号95頁「圧流体シリンダ事件」
- ・大阪地判平成14年4月16日・判時1838号132頁「筋組織状こんにゃくの製造方法・装置事件」
- ・東京地判平成13年5月22日・判時1761号122頁「電話用線路保安装置事件」
- ・大阪高判平成13年4月19日・裁判所HP「ペン型注射器事件」
- ・東京高判平成12年10月26日・判タ1059号202頁「生海苔の異物分離除去装置事件」
- ・大阪地判平成12年5月23日判決・裁判所HP「マジックヒンジ事件」

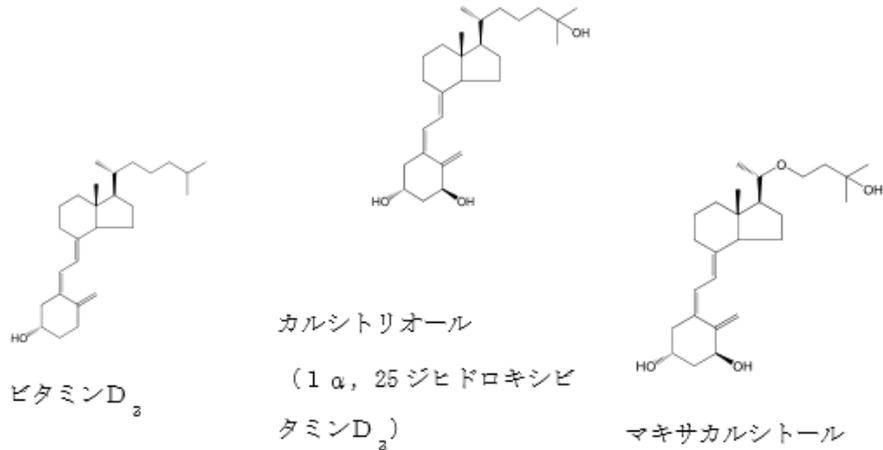
【事例】

- 1 被控訴人（一審原告，以下「X」という。）は，発明の名称を「ビタミンDおよびステロイド誘導体の合成用中間体およびその製造方法」とする特許権（特許番号第3310301号。以下「本件特許権」といい，同特許権に係る特許を「本件特許」という。）の共有者の1人である。
- 2 Xは，活性型ビタミンD3誘導体であるマキサカルシトールを有効成分とする角化症治療剤である商品名オキサロール軟膏・ローションを製造販売している。
- 3 活性型ビタミンD3の生理作用としては，古くからカルシウム代謝調節作用が知られていたが，細胞の増殖抑制作用や分化誘導作用等の多岐にわたる新しい作用が発見され，角化異常症の治療薬として期待されるようになっていた。しかし，活性型ビタミンD3には血中カルシウムの上昇という副作用の問題があった。

Xは，活性型ビタミンD3であるカルシトリオール₁の化学構造を修飾した物質であるマキサカルシトールが細胞増殖抑制作用，分化誘導作用を有しながら，血中カルシウム上昇作用が弱いことを見いだした。すなわち，下記の左図がビタミンD3（非活性）₁，中図がビタミンD3の1 α と25位が水酸化して活性化したカルシトリオール（1 α ，25ジヒドロキシビタミンD3）であるが，Xは，カルシトリオール₁の22位のメチレン基を酸素原子に置き換えることによって，増殖抑制作用が10～100

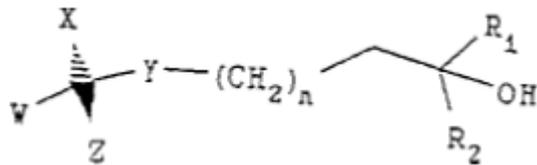
倍向上し，他方，副作用である血中カルシウム，リンの上昇作用がカルシトリオールよりも著しく弱い物質が得られることを見いだしたものである（弁論の全趣旨）。この物質がマキサカルシトール（下記の右図）である。

- 4 本件で問題となった下記訂正発明は，このマキサカルシトールを含む化合物の製造方法に関するものである。

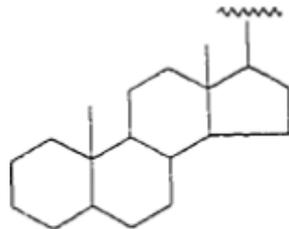


- 5 本件特許の【特許請求の範囲】請求項13にかかる発明（平成25年9月25日付け訂正請求書による訂正後のもの。以下「訂正発明」という。）は，次のとおりである。

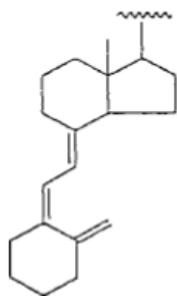
A-1 下記構造を有する化合物の製造方法であって：



- A-2 (式中，nは1であり；
 A-3 R₁およびR₂はメチルであり；
 A-4 WおよびXは各々独立に水素またはメチルであり；
 A-5 YはOであり；
 A-6 そしてZは，式：

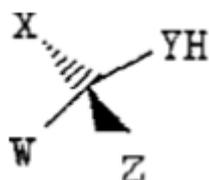


のステロイド環構造，または式：



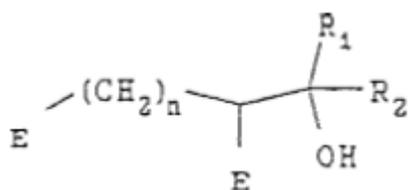
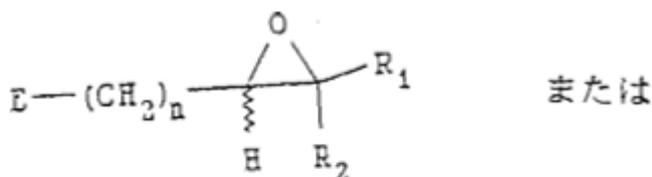
のビタミンD構造であり，Zの構造の各々は，1以上の保護または未保護の置換基および/または1以上の保護基を所望により有していてもよく，Zの構造の環はいずれも1以上の不飽和結合を所望により有していてもよい)

B-1 (a) 下記構造：



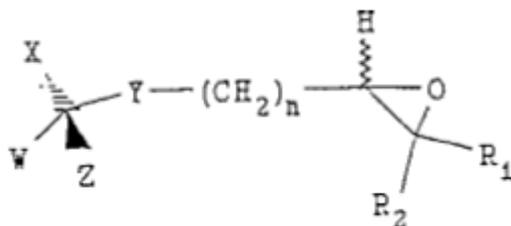
(式中，W，X，YおよびZは上記定義の通りである)
を有する化合物を

B-2 塩基の存在下で下記構造：



(式中，n，R₁およびR₂は上記定義の通りであり，そしてEは脱離基である)
を有する化合物と反応させて，

B-3 下記構造：



を有するエポキシド化合物を製造すること；

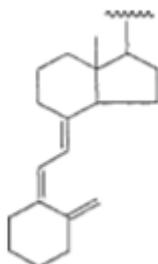
- C (b) そのエポキシド化合物を還元剤で処理して化合物を製造すること
；および
D (c) かくして製造された化合物を回収すること；
E を含む方法。

6 控訴人ら（一審被告ら，以下「Yら」という。）は，後記Y方法によって製造されたマキサカルシトール原薬ないしマキサカルシトール製剤を販売している。

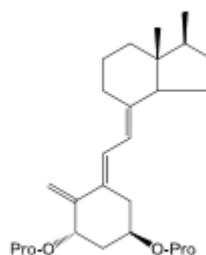
7 Y方法は，訂正発明の構成要件A，B-2，D及びEを充足する。

他方，Y方法は，出発物質Aの炭素骨格が，訂正発明の構成要件B-1の引用する構成要件A-6の「Z」のうち，「シス体のビタミンD構造」(シス(5Z)セコステロイド構造)で「1以上の保護・・・の置換基を有している」構造で二つの保護された置換基を有している構造ではなく，その幾何異性体であるトランス体のビタミンD構造(トランス(5E)セコステロイド構造)である点で，訂正発明の構成要件B-1を文言上充足しない。

(訂正発明のZのビタミンD構造)



(Y方法の出発物質Aの炭素骨格)

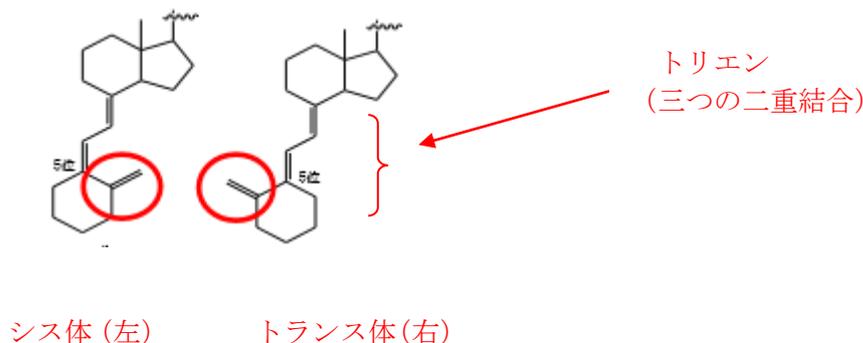


(Zは1以上の保護の置換基を有していてもよい)

また，Y方法は，中間体Cの炭素骨格が，同様に，シス体のビタミンD構造ではなく，トランス体のビタミンD構造である点で，訂正発明の構成要件B-3及びCを文言上充足しない。

8 なお，ビタミンD類の基本骨格には，上部の二環から繋がる三つの二重結合（トリエン。二重結合は，下図の二重線で表示されている部分）があり，ビタミンD類には，このトリエン構造に由来する幾何異性体が二つ存在する。「シス体」とは，下図の左側

のトリエンの並び方のものをいい、「トランス体」とは、右側の並び方のものをいう。



- 9 原審は、Y方法が訂正発明と均等であることを認め、また、本件発明に係る特許が特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないと判断して、Xの請求を全部認容したため、Yらが、原判決を不服として、本件控訴をした。

【争点】

- ① 訂正発明とY方法の均等の成否
- ② 訂正発明についての無効理由の有無（省略）

【本判決の判断】

「1 均等の5要件の立証責任について

「第1要件ないし第5要件の主張立証責任については、均等が、特許請求の範囲の記載を文言上解釈し得る範囲を超えて、これと実質的に同一なものとして容易に想到することのできるものと認定される範囲内で認められるべきものであることからすれば、かかる範囲内であるために要する事実である第1要件ないし第3要件については、対象製品等が特許発明と均等であると主張する者が主張立証責任を負うと解すべきであり、他方、対象製品等が上記均等の範囲内にあっても、均等の法理の適用が除外されるべき場合である第4要件及び第5要件については、対象製品等について均等の法理の適用を否定する者が主張立証責任を負うと解するのが相当である。」

2 均等の第1要件（非本質的部分）について

- (1) 「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にある。したがって、特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると解すべきである。

そして、上記本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段…とその効果…を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。すなわち、特許発明の実質的価値は、その技術分野における従来技術と比較した貢献の程度に応じて定められることからすれば、特許発明の本質的部分は、特許請求の範囲及び明細書の記載、特に明細書記載の従来技術との比較から認定されるべきであり、そして、①従来技術と比較し

て特許発明の貢献の程度が大きいと評価される場合には，特許請求の範囲の記載の一部について，これを上位概念化したものとして認定され…，②従来技術と比較して特許発明の貢献の程度がそれ程大きくないと評価される場合には，特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定されると解される。

ただし，明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが，出願時…の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には，明細書に記載されていない従来技術も参酌して，当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。そのような場合には，特許発明の本質的部分は，特許請求の範囲及び明細書の記載のみから認定される場合に比べ，より特許請求の範囲の記載に近接したものとなり，均等が認められる範囲がより狭いものとなると解される。

また，第1要件の判断，すなわち対象製品等との相違部分が非本質的部分であるかどうかを判断する際には，特許請求の範囲に記載された各構成要件を本質的部分と非本質的部分に分けた上で，本質的部分に当たる構成要件については一切均等を認めないと解するのではなく，上記のとおり確定される特許発明の本質的部分を対象製品等が共通に備えているかどうかを判断し，これを備えていると認められる場合には，相違部分は本質的部分ではないと判断すべきであり，対象製品等に，従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分以外で相違する部分があるとしても，そのことは第1要件の充足を否定する理由とはならない。」

- (2) 「訂正発明は，従来技術にはない新規な製造ルートによりその対象とする目的物質を製造することを可能とするものであり，従来技術に対する貢献の程度は大きい。…訂正発明によって，初めてマキサカルシトールの工業的な生産が可能となったものである。…

訂正発明の上記課題及び解決手段とその効果に照らすと，訂正発明の本質的部分…は，ビタミンD構造又はステロイド環構造の20位アルコール化合物を，末端に脱離基を有する構成要件B-2のエポキシ炭化水素化合物と反応させることにより，一工程でエーテル結合によりエポキシ基を有する側鎖を導入することができるということを見出し，このような一工程でエーテル結合によりエポキシ基を有する側鎖が導入されたビタミンD構造又はステロイド環構造という中間体を經由し，その後，この側鎖のエポキシ基を開環するという新たな経路により，ビタミンD構造又はステロイド環構造の20位アルコール化合物にマキサカルシトールの側鎖を導入することを可能とした点にあると認められる。…

Y方法は，…訂正発明の特許請求の範囲の記載のうち，従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分を備えているといえる。

一方，Y方法のうち，訂正発明との相違点である出発物質及び中間体の「Z」に相当するビタミンD構造がシス体ではなく，トランス体であることは，…訂正発明の本質的部分ではない。

したがって，Y方法は，均等の第1要件を充足すると認められる。」

3 均等の第2要件（置換可能性）について

「Y方法における…出発物質A及び中間体Cのうち訂正発明のZに相当する炭素骨格はトランス体のビタミンD構造であり，訂正発明における出発物質…及び中間体…のZの炭素骨格がシス体のビタミンD構造であることとは異なるものの，両者の出発物質及び中間体は，いずれも，ビタミンD構造の20位アルコール化合物を，同一のエポキシ炭化水素化合物と反応させて，それにより一工程でエーテル結合によりエポ

キシ基を有する側鎖が導入されたビタミンD構造という中間体を経由するという方法により、マキサカルシトールを製造できるという、同一の作用効果を果たしており、訂正発明におけるシス体のビタミンD構造の上記出発物質及び中間体を、Y方法におけるトランス体のビタミンD構造の上記出発物質及び中間体と置き換えても、訂正発明と同一の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏しているものと認められる。…

したがって、Y方法は、均等の第2要件を充足すると認められる。」

4 均等の第3要件（置換容易性）について

「Y方法の実施時（本件特許権の侵害時）において、訂正発明の目的物質に含まれるマキサカルシトールを製造するために、訂正発明の出発物質における「Z」として、シス体のビタミンD構造の代わりに、トランス体のビタミンD構造を用い、この出発物質Aを、訂正発明の試薬と同一の試薬Bと反応させて、トランス体である以外には訂正発明の中間体と異なるところがない中間体Cを生成すること、中間体Cの側鎖のエポキシ基を開環してマキサカルシトールの側鎖を有するトランス体である物質Dを得ること、最終的には物質Dに光照射を行いシス体へと転換し、水酸基の保護基を外して、訂正発明の目的物質と同じマキサカルシトールを製造するというY方法は、当業者が訂正発明から容易に想到することができたものと認められる。」

5 均等の第4要件（対象方法の容易推考性）について

「Y方法について、均等の第4要件における対象方法の容易推考性は認められない。」

6 均等の第5要件（特段の事情）について

- (1) 「(ア) この点、特許請求の範囲に記載された構成と実質的に同一なものとして、出願時に当業者が容易に想到することのできる特許請求の範囲外の他の構成があり、したがって、出願人も出願時に当該他の構成を容易に想到することができたとしても、そのことのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における「特段の事情」に当たるものということとはできない。

なぜなら、①上記のとおり、特許発明の実質的価値は、特許請求の範囲に記載された構成以外の構成であっても、特許請求の範囲に記載された構成からこれと実質的に同一なものとして当業者が容易に想到することのできる技術に及び、その理は、出願時に容易に想到することのできる技術であっても何ら変わりがないところ、出願時に容易に想到することができたことのみを理由として、一律に均等の主張を許さないこととすれば、特許発明の実質的価値の及ぶ範囲を、上記と異なるものとする事となる。また、②出願人は、その発明を明細書に記載してこれを一般に開示した上で、特許請求の範囲において、その排他的独占権の範囲を明示すべきものであることからすると、特許請求の範囲については、本来、特許法36条5項、同条6項1号のサポート要件及び同項2号の明確性要件等の要請を充たしながら、明細書に開示された発明の範囲内で、過不足なくこれを記載すべきである。しかし、先願主義の下においては、出願人は、限られた時間内に特許請求の範囲と明細書とを作成し、これを提出しなければならないことを考慮すれば、出願人に対して、限られた時間内に、将来予想されるあらゆる侵害態様を包含するような特許請求の範囲とこれをサポートする明細書を作成することを要求することは酷であると解される場合がある。これに対し、特許出願に係る明細書による発明の開示を受けた第三者は、当該特許の有効期間中に、特許

発明の本質的部分を備えながら，その一部が特許請求の範囲の文言解釈に含まれないものを，特許請求の範囲と明細書等の記載から容易に想到することができることが少なくはないという状況がある。均等の法理は，特許発明の非本質的部分の置き換えによって特許権者による差止め等の権利行使を容易に免れるものとする，社会一般の発明への意欲が減殺され，発明の保護，奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に反するのみならず，社会正義に反し，衡平の理念にもとる結果となるために認められるものであって，上記に述べた状況等に照らすと，出願時に特許請求の範囲外の他の構成を容易に想到することができたとしても，そのことだけを理由として一律に均等の法理の対象外とすることは相当ではない。

- (1) もっとも，このような場合であっても，出願人が，出願時に，特許請求の範囲外の他の構成を，特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的，外形的にみて認められるとき，例えば，出願人が明細書において当該他の構成による発明を記載しているとみることができるときや，出願人が出願当時に公表した論文等で特許請求の範囲外の他の構成による発明を記載しているときには，出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことは，第5要件における「特段の事情」に当たるものといえる。

なぜなら，上記のような場合には，特許権者の側において，特許請求の範囲を記載する際に，当該他の構成を特許請求の範囲から意識的に除外したもので，すなわち，当該他の構成が特許発明の技術的範囲に属しないことを承認したもので，又は外形的にそのように解されるような行動をとったものと理解することができ，そのような理解をする第三者の信頼は保護されるべきであるから，特許権者が後にこれに反して当該他の構成による対象製品等について均等の主張をすることは，禁反言の法理に照らして許されないからである。」

- (2) 「訂正明細書中には，訂正発明の出発物質をトランス体のビタミンD構造とした発明を記載しているとみることができない記載はなく（訂正明細書中に，トランス体のビタミンD構造を出発物質とする発明の開示がされていないことは，争いが無い。），その他，出願人が，本件特許の出願時に，トランス体のビタミンD構造を，訂正発明の出発物質として，シス体のビタミンD構造に代替するものとして認識していたものと客観的，外形的にみて認めるに足りる証拠はない」
- (3) 「控訴人らは，出願人が，出発物質のZとしてトランス体のビタミンD構造を含めることに何らの困難もなかったと主張する。しかし，出願時に，特許請求の範囲に記載された構成と実質的に同一なものとして，特許請求の範囲外の他の構成を容易に想到することができる場合であっても，そのことのみでは，当該他の構成を意識的に除外したなどの特段の事情があるとはいえない…」

以上
〔文責：大住 洋〕